

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	始良市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導等)の実施に関する事務を行う。 始良市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を対象者の情報管理(対象者抽出、検診通知、対象者確認等)、検診結果等の記録管理(受診履歴、検査結果、精密検査結果等の管理)の事務で取り扱う。 ・肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診
③システムの名称	e-AFFECT健康管理システム Acrocity住民基本情報 Acrocity福祉情報
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報を照会、提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕(情報照会の根拠) 第141条 第2条の表百三十九の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 健康保険課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号 0995-66-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 健康保険課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号とパスワードの入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 福山 恵子	健康増進課長 濱田 耕一	事後	平成29年4月1日付け人事異動による
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 濱田 耕一	健康増進課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳交付等)の実施に関する事務を行う。	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導等)の実施に関する事務を行う。	事後	健康増進事業実施要領の一部改正(健康手帳の交付→健康手帳に変更となり交付台帳を作成しなくなった)
令和4年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導等)の実施に関する事務を行う。 始良市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・対象者の情報管理(対象者抽出、検診通知、対象者確認等) ・検診結果等の記録管理(受診履歴、検査結果、精密検査結果等の管理)	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導等)の実施に関する事務を行う。 始良市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を対象者の情報管理(対象者抽出、検診通知、対象者確認等)、検診結果等の記録管理(受診履歴、検査結果、精密検査結果等の管理)の事務で取り扱う。 ・肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診	事後	概要の修正、追記
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報連携の開始
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(特定個人情報を照会、提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の102の2項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	情報連携の開始に伴う根拠の追記
令和4年3月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	基準日の変更
令和4年3月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	基準日の変更
令和4年3月9日	IV リスク管理 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	情報連携の開始に伴う修正
令和4年3月9日	IV リスク管理 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	情報連携の開始に伴う修正
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 健康増進課	市民生活部 健康保険課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	健康保険課長	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 健康増進課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	市民生活部 健康保険課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 健康増進課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	市民生活部 健康保険課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第54条	・番号利用法第9条第1項(利用範囲)及び別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第54条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報を照会、提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の102の2項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	(特定個人情報を照会、提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和六年五月二十四日号外デジタル庁、総務省令第九号〕 (情報照会の根拠) 第141条 第2条の表百三十九の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令〔令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号〕による変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策	－	新規項目追加	事後	様式変更による